

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、平成29年1月1日現在の所有状況を、1月31日(火)までに申告してください。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まり、ご提出いただく償却資産申告書には、「個人番号または法人番号」の記入が必要となりますので、個人番号12桁、法人番号13桁をご記入ください。

問合せ先 税務課

内線 178・179

平成28年分所得税確定申告について

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

とき 2月16日(木)～3月15日(水)午前9時～午後5時

※土日は開設していませんが、2月19・26日(日)に限り開設します。

ところ 津島商工会議所

注意 申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお願いください。なお、会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

問合せ先 津島税務署

☎ 0567(26)2161

国税庁ホームページ

☎ <http://www.nta.go.jp>

役場での申告について

役場会場でも臨時に受け付けを行います。

とき 2月16日(木)～3月15日(水)

※土日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

ところ 役場 3階 大会議室

注意 混雑状況により、午前中に来場されても午後からの相談になる場合もあります。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお願いします。

●次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので税務署申告会場(津島商工会議所申告会場)へお出掛けください

- 個人事業者などで青色申告、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方

- 分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
- 平成28年中に住宅を取得し、住宅借入金等特別控除などの申告をされる方
- 過年分の申告をされる方

●申告をされる方へ

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まり、今回ご提出いただく平成28年分確定申告書より、「個人番号」の記入が必要となります。申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)が正しい番号であることの確認(番号確認)と、申告書等を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要とされています。

原則として、マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)または通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)などで本人確認を行います。

申告期限は、3月15日(水)までですが、期限間近になると申告会場は大変混雑することが予想されます。お早めに準備して期限内に申告をしてください。

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をされる方も3月15日(水)までに提出してください。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176